



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*8 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 1

○ 告示

397 指定障害児通所支援事業者の廃止 (障害福祉課)..... 1

398 " (")..... 2

399 保安林予定森林 (森林整備課)..... 2

○ 会計管理者訓令

*1 和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令 (会計課)..... 2

規 則

和歌山県規則第8号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2(第5条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>売りさばき機関</p> <p>海草振興局健康福祉部 海草振興局建設部 海草振興局建設部海南工事事務所 那賀振興局地域振興部 伊都振興局地域振興部 有田振興局地域振興部 有田振興局健康福祉部 日高振興局地域振興部 日高振興局健康福祉部 西牟婁振興局地域振興部 東牟婁振興局地域振興部 東牟婁振興局健康福祉部串本支所 東牟婁振興局串本建設部 和歌山県税事務所 紀北県税事務所 紀中県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 和歌山産業技術専門学院 田辺産業技術専門学院 工業技術センター</p> </div>	別表第2(第5条関係) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>売りさばき機関</p> <p>海草振興局健康福祉部 海草振興局建設部 海草振興局建設部海南工事事務所 那賀振興局地域振興部 伊都振興局地域振興部 有田振興局地域振興部 有田振興局健康福祉部 日高振興局地域振興部 日高振興局健康福祉部 西牟婁振興局地域振興部 東牟婁振興局地域振興部 東牟婁振興局健康福祉部串本支所 東牟婁振興局串本建設部 和歌山県税事務所 紀北県税事務所 紀中県税事務所 環境衛生研究センター 動物愛護センター 高等看護学院 和歌山産業技術専門学院 田辺産業技術専門学院 工業技術センター</p> </div>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第397号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者か

ら次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051300022	社会福祉法人山 水会サンパル Jr. デイサービ スセンターかつ らぎの里	伊都郡かつらぎ町 西浜田11-7	放課後等デイサー ビス	社会福祉法人山 水会	紀の川市粉河4168	令和 2.3.31

和歌山県告示第398号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3052100074	通園みらいⅡ	日高郡美浜町吉原 字新浜1083-3	放課後等デイサー ビス	社会福祉法人太 陽福祉会	日高郡美浜町和田11 38番地	令和 2.3.31

和歌山県告示第399号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡広川町大字下津木字垣立2222の2、2233の1、2233の2
- 2 指定の目的 水源の涵養^{かんよう}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第1号

庁中一般
各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月24日

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令
 和歌山県つり銭用資金取扱規程(平成17年和歌山県出納長訓令第1号)の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
保管させる 出納員名	目的	交付限度額	保管させる 出納員名	目的	交付限度額
略			略		
工業技術セ ンターの出 納員	略	略	工業技術セ ンターの出 納員	略	略
南部高等学 校の出納員	南部高等学校の現 金の収納に際し必 要なつり銭に充て るため。	50,000円			
略			略		

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。